

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	26 都道府県	1 所掌	03 管轄	012576 基幹番号	000 扶番号	0034 被一括事業場番号
法人番号	2130001032655					

様式第9号の2 (第18条第1項関係)

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)	協定の有効期間 【事業場外】							
			令和 7 年 6 月 23 日 ~ 令和 8 年 6 月 22 日		[] 年 [] 月 [] 日 ~ [] 年 [] 月 [] 日		起算日 令和 7 年 6 月 23 日 (毎月日)		法定労働時間を 超える時間数	
時間外労働をさせる 必要のある具体的事由		業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
					1日		1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで)	
					法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	プリント基板の実装及び電子機器の組立検査	6人	時間 分 [時間 分]	8 時間 分	時間 分 [時間 分]	45時間 分	時間 分 [時間 分]	360時間 分	時間 分 [時間 分]
			人	[時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
			人	[時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
			人	[時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
時間外労働	② 1年単位の 変形労働時間 制により労働 する労働者		人	[時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
			人	[時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
			人	[時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
			人	[時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻		
	生産遅れもしくは追加業務が入った時	プリント基板の実装及び電子機器の組立検査	6人	[]		1か月		9 時 17 時 0 分 ~ 30 分		
			人	[]		4回		時 時 分 分		
			人	[]		回		時 時 分 分		

令和 7 年 7 月 30 日
受付
一宮労働基準監督署
(チェックボックスに蓋シタマ)

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過してはならない。

時間外労働に関する協定届（特別条項）
休日労働

様式第9号の2（第18条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 [事業場外]	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (5回以内に限り。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	
											起算日 (年月日)
生産量の増大・納期のひっ迫	プリント基板の塗装・組立・検査	6人	時間 分	時間 分	6回	80時間 0分	時間 分	25% 60時間超50%	720時間 0分	時間 分	25%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	通告	労働者代表に事前申し入れ									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) <input checked="" type="checkbox"/> ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 <input type="checkbox"/> ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 <input type="checkbox"/> ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 <input type="checkbox"/> ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 <input type="checkbox"/> ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 <input type="checkbox"/> ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 <input type="checkbox"/> ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 <input type="checkbox"/> ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 <input type="checkbox"/> ⑩ その他							(具体的内容) 対象労働者に対して医師による面接指導、保健指導を実施。			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 令和 7 年 6 月 23 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称

又は労働者の過半数を代表する者の 職名 リーダー
氏名 渡邊 洋一

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 (投票) 信任投票による選出

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

令和 7 年 7 月 28 日

一宮 労働基準監督署長殿

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太

受付
令和 7 年 7 月 30 日
一宮労働基準監督署

時間外労働
に関する協定届
休日労働

労働保険番号	261030125760000034
法人番号	2130001032655

様式第9号の2(第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間		
電気機械器具製造業		オムロンアミューズメント(株)内 (株)ティーエム・テックス事業所		〒 491-0201 愛知県一宮市奥町字野越46番地 電話番号: 0749-22-7534				2025年6月23日 から1年間		
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
					1日	1箇月(①は45時間まで、②は42時間まで)		1年(①は360時間まで、②は320時間まで)		
					法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間 を超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間 を超える時間数 (任意)	法定労働時間 を超える時間数	所定労働時間 を超える時間数 (任意)
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	所定労働時間において当初計画されていた業務が終了しない場合	プリント基板の実装及び電子機器の組立検査	6人	8時間		45時間		360時間	
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者									
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定休日 における始業及び終業の時刻		
	生産遅れもしくは追加業務が入った時	プリント基板の実装及び電子機器の組立検査	6人	土日祝日(工場カレンダー)		1ヶ月に4回		9:00-17:30		
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。</p>										
							<input checked="" type="checkbox"/>	(チェックボックスに要チェック)		

時間外労働 に関する協定届(特別条項)
休日労働

様式第9号の2(第16条第1項関係)

1日 (任意)	1箇月(時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)		1年(時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)	
	起算日 (年月日)	2025年6月23日		
延長時間数	延長時間数及び 休日労働の時間数	延長時間数	延長時間数	延長時間数
法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数
所定労働時間を超える時間数 (任意)	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	所定労働時間を超える時間数 (任意)	所定労働時間を超える時間数 (任意)	所定労働時間を超える時間数 (任意)
限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に 限る。)	限度時間を超えて労働させることができる時間数及び 休日労働の時間数	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に 限る。)	限度時間を超えて労働させることができる時間数	限度時間を超えて労働させることができる時間数
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表に対する事前申し入れ			
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ① ⑨	(具体的内容) 面接指導、保健指導		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。				



(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 2025年6月23日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 従業員

氏名 渡邊 洋



協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (信任投票による選出)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。



(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。



(チェックボックスに要チェック)

2025年7月28日

使用者

職名 代表取締役

氏名 松岡 敬太



一宮 労働基準監督署長殿